

第 11 号 議 案

令和元年 6 月 28 日

総 務 課
任 用 給 与 課

東京都人事委員会規則の一部改正について

標記の件について、下記の東京都人事委員会規則を別添のとおり改正し、施行する。

記

東京都人事委員会規則の一部改正

- 1 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
- 2 東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

1 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

派遣先法人の追加に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 文	内 容								
別 表 第 一 (条例第2条関係)	【派遣先団体の追加に伴う規定整備】 ○ 別表第一（公益的法人） ・ 一般財団法人東京学校支援機構 <table border="1"> <tr> <td>団体名</td><td>一般財団法人東京学校支援機構</td></tr> <tr> <td>申請者</td><td>東京都教育委員会教育長</td></tr> <tr> <td>都事業との 関連性及び 職員派遣の 必要性</td><td> ・当法人は、都内公立学校を多角的に支援する事業を実施することにより、教職員の負担軽減と教育の質の向上を図り、もって東京の教育の振興に寄与することを目的として設立される法人である。 なお、以下の3つの機能を柱として、学校の実情を踏まえたきめ細かく継続的な支援を実施する。 (1)学校が必要とする人材を開拓・紹介する「人材バンク」を設置し、学校を支える人員に必要な研修を行うなど多様な人材を確保する機能 (2)国際交流に必要な高度な交渉等の代行や、教員が職務上の法律問題などを専門家に相談できる窓口の設置など教員をサポートする機能 (3)学校事務を効率化し、事務職員による教員の支援などを推進する事務センター機能 ・当法人は都庁グループの一員として、都教育委員会の施策実現の一翼を担うものであり、事業実施にあたっては都教育委員会をはじめ区市町村教育委員会や各学校との緊密な連携が重要となる。こうしたノウハウを有する都職員を派遣することで、連携の取れた事業展開が可能となる。 また、学校が真に求める支援を実施するためには、学校現場の実情を熟知した人材が必要となることから、法人事業の実施には都職員の派遣が不可欠である。 </td></tr> <tr> <td>都の補助金</td><td>運営費補助金を交付予定</td></tr> </table>	団体名	一般財団法人東京学校支援機構	申請者	東京都教育委員会教育長	都事業との 関連性及び 職員派遣の 必要性	・当法人は、都内公立学校を多角的に支援する事業を実施することにより、教職員の負担軽減と教育の質の向上を図り、もって東京の教育の振興に寄与することを目的として設立される法人である。 なお、以下の3つの機能を柱として、学校の実情を踏まえたきめ細かく継続的な支援を実施する。 (1)学校が必要とする人材を開拓・紹介する「人材バンク」を設置し、学校を支える人員に必要な研修を行うなど多様な人材を確保する機能 (2)国際交流に必要な高度な交渉等の代行や、教員が職務上の法律問題などを専門家に相談できる窓口の設置など教員をサポートする機能 (3)学校事務を効率化し、事務職員による教員の支援などを推進する事務センター機能 ・当法人は都庁グループの一員として、都教育委員会の施策実現の一翼を担うものであり、事業実施にあたっては都教育委員会をはじめ区市町村教育委員会や各学校との緊密な連携が重要となる。こうしたノウハウを有する都職員を派遣することで、連携の取れた事業展開が可能となる。 また、学校が真に求める支援を実施するためには、学校現場の実情を熟知した人材が必要となることから、法人事業の実施には都職員の派遣が不可欠である。	都の補助金	運営費補助金を交付予定
団体名	一般財団法人東京学校支援機構								
申請者	東京都教育委員会教育長								
都事業との 関連性及び 職員派遣の 必要性	・当法人は、都内公立学校を多角的に支援する事業を実施することにより、教職員の負担軽減と教育の質の向上を図り、もって東京の教育の振興に寄与することを目的として設立される法人である。 なお、以下の3つの機能を柱として、学校の実情を踏まえたきめ細かく継続的な支援を実施する。 (1)学校が必要とする人材を開拓・紹介する「人材バンク」を設置し、学校を支える人員に必要な研修を行うなど多様な人材を確保する機能 (2)国際交流に必要な高度な交渉等の代行や、教員が職務上の法律問題などを専門家に相談できる窓口の設置など教員をサポートする機能 (3)学校事務を効率化し、事務職員による教員の支援などを推進する事務センター機能 ・当法人は都庁グループの一員として、都教育委員会の施策実現の一翼を担うものであり、事業実施にあたっては都教育委員会をはじめ区市町村教育委員会や各学校との緊密な連携が重要となる。こうしたノウハウを有する都職員を派遣することで、連携の取れた事業展開が可能となる。 また、学校が真に求める支援を実施するためには、学校現場の実情を熟知した人材が必要となることから、法人事業の実施には都職員の派遣が不可欠である。								
都の補助金	運営費補助金を交付予定								

	【参考】 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例第2条及び第10条（抄） （職員の派遣） 第2条 任命権者は、次項に定める団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため職員を派遣することができる。 2 法第2条第1項に規定する条例で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する団体で、人事委員会規則で定めるものとする。 一 都が出資し、若しくは補助金、負担金その他これに準ずるものを支出し、又は事業の委託若しくは役員の派遣を行っている団体 二 地方行政に資する事業を広域的に行っている団体 三 公共の利益の増進を目的とする事業を行っている団体で、都がその事業に参画し、又は協力することが、都の施策の推進に有益と認められるもの（法第10条第1項に規定する条例で定める法人） 第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める株式会社は、次の各号のいずれかに該当する団体で、人事委員会規則で定めるものとする。 一 都が出資し、若しくは補助金、負担金その他これに準ずるものを支出し、又は事業の委託若しくは役員の派遣を行っている団体 二 地方行政に資する事業を広域的に行っている団体 三 公共の利益の増進を目的とする事業を行っている団体で、都がその事業に参画し、又は協力することが、都の施策の推進に有益と認められるもの
施 行 期 日 附 則	令和元年7月4日

【参考】

公益的法人等への派遣について（資料）

○派遣法及び派遣条例に基づく身分的取扱い

	公益的法人等への派遣	営利法人への退職派遣
対象職員	一般職、再任用職員（フルタイム勤務、短時間勤務）	
派遣前の手続	職員の同意	任命権者の要請に応じ退職
	※任命権者と対象法人との間で、業務内容・報酬・福利厚生等について、取決め書を締結、職員本人に取決め内容を明示	
復職	期間満了により復職	
派遣期間	3年以内（5年まで延長可）	3年以内
服務	身分上の服務 （信用失墜、政治行為制限）	なし （公務員としての身分喪失）
	職務上の服務（職務命令義務・職務専念義務）不適用	
退職手当	期間通算	
年金	期間通算	
勤務時間等	都勤務時間条例の例による（休暇の取得・勤務実績は相互通算）	
災害補償	都の公務・通勤災害による補償と同程度の補償	
分限・懲戒	協議の上、都と派遣先で行う	派遣先団体で行う
雇用保険	適用外	派遣先団体の雇用保険を適用
健康保健等	派遣前と同様に共済組合の一般組合員	派遣先団体での健康保険等を適用する
共済組合	地方公務員等共済組合法に係る規定を適用する	長期給付のみ適用する
福利厚生	（一財）東京都人材支援事業団正会員	

派遣先団体の例

- ・一般財団法人東京都人材支援事業団
- ・公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
- ・公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター
- ・公立大学法人首都大学東京
- ・株式会社東京ビッグサイト

公益的法人等への東京都職員のパ遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年七月四日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第 号

公益的法人等への東京都職員のパ遣等に関する規則の一部を改正する規則
公益的法人等への東京都職員のパ遣等に関する規則（平成十四年東京都人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「一般財団法人地方債協会」を「一般財団法人地方債協会
一般財団法人東京学校支援機構」に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則（平成十四年東京都人事委員会規則第一号） 新旧対照表（抄）

改 正 案	現 行
第一条から第三条まで（現行のとおり） 別表第一（第二条関係） 一般財団法人救急振興財団から一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会まで 一般財団法人地方債協会 一般財団法人東京学校支援機構 一般財団法人東京港湾福利厚生協会から日本消防検定協会まで 別表第二（第二条関係）（現行のとおり）	第一条から第三条まで（略） 別表第一（第二条関係） 一般財団法人救急振興財団から一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会まで 一般財団法人地方債協会 一般財団法人東京港湾福利厚生協会から日本消防検定協会まで 別表第二（第二条関係）（略）

2 東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

派遣法派遣対象団体の追加に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 文	内 容
別 表 第 一 (第 9 条関係)	【働きかけ規制適用除外団体の追加に伴う規定整備】 都の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う団体を新たに規定 ○ 別表第一 ・ 一般財団法人東京学校支援機構 【参考】東京都職員の退職管理に関する規則 第9条 地方公共団体若しくは国の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人として、地方独立行政法人、退職手当通算法人、別表第一及び別表第二に掲げる団体を規定 ※ 公益法人等派遣法においても、職員を派遣する対象となる団体を「業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものである、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要である」団体と規定
施 行 期 日 附 則	令和元年7月4日

東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年七月四日

東京都人事委員会

●**東京都人事委員会規則第 号**

東京都職員 of 退職管理に関する規則の一部を改正する規則

東京都職員 of 退職管理に関する規則（平成二十八年東京都人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「一般財団法人地方債協会」を「一般財団法人地方債協会
一般財団法人東京学校支援機構」に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都職員の退職管理に関する規則（平成二十八年東京都人事委員会規則第十一号） 新旧対照表（抄）

改 正 案	現 行
第一条から第二十三条まで（現行のとおり） 別表第一（第九条関係） 一般財団法人救急振興財団から一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会まで 一般財団法人地方債協会 一般財団法人東京学校支援機構 一般財団法人東京港湾福利厚生協会から日本消防検定協会まで 別表第二（第九条関係）（現行のとおり） 別記第一号様式から第三号様式まで（現行のとおり）	第一条から第二十三条まで（略） 別表第一（第九条関係） 一般財団法人救急振興財団から一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会まで 一般財団法人地方債協会 一般財団法人東京港湾福利厚生協会から日本消防検定協会まで 別表第二（第九条関係）（略） 別記第一号様式から第三号様式まで（略）

教育庁における新財団の設立について

現状・背景

- 学習指導要領の改訂や社会的な要請による教育課題の増加等により、学校教育に特段の対応が求められている
- 「過労死ライン」の教員が多数存在し、教員採用選考の受験倍率も低下している状況であり、教育の質の低下も懸念される
- 「教員の負担軽減」と「教育の質の向上」の両立を図るため、東京都教育委員会として多様な取組を複合的に行っていくことが重要

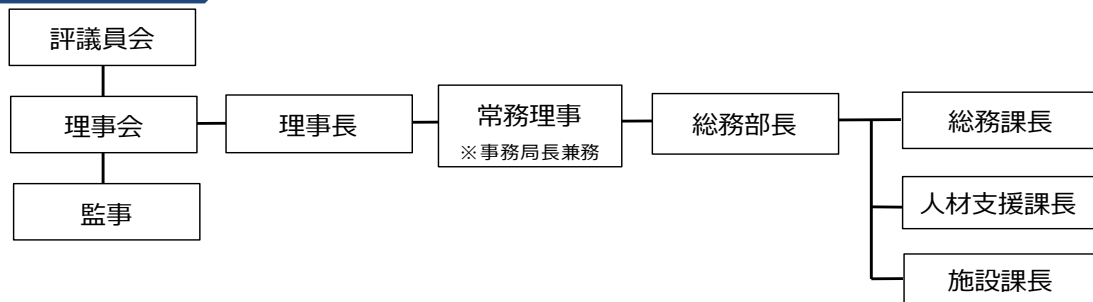
学校をきめ細かくサポートする全国初の多角的支援機関（新財団）を設立し、学校の教育の質を向上

新財団の概要

事 項	内 容
名 称	一般財団法人東京学校支援機構（略称：TEPRO（ティプロ））
設立目的	都内公立学校を多角的に支援する事業を実施することにより、教職員の負担軽減と教育の質の向上を図り、もって東京の教育の振興に寄与する
設立日	令和元年7月1日（予定）（事業運用開始は令和2年4月予定）
事業内容	学校教育の支援に関する事業、教職員に対する支援事業、学校における事務及び施設の管理に関する事業 等
基本財産	1.9億円（都出捐比率：100%）
理事長	坂東 眞理子（昭和女子大学理事長）

組 織

<令和元年度>



事業規模等

- 令和元年度の体制（政策連携団体として指定予定）

事業規模

約 5 億円
（うち出捐金 1.9億円）

組織規模

13 名体制（令和元年度）

新財団の機能

- ① 多様な外部人材を安定的に確保する機能
 - 学校が必要とする人材を開拓・紹介する「人材バンク」を設置
 - 学校を支える人員に必要な研修を実施
- ② 教員サポート機能
 - 国際交流に必要な高度な交渉等の代行
 - 教員が職務上の法律問題などを専門家に相談できる窓口の設置
- ③ 学校の事務センター機能
 - 共通処理が可能な学校事務を集約実施
 - 学校施設の維持修繕を効果的・迅速に処理